

特集2

市県民税の申告は郵送で!

申告期限は
3月15日(月)

市県民税の申告受付日程				
	申告会場	期間	時間等	
各区役所	門司	2月22日(月)~3月15日(月)	8時30分~17時 ●土・日曜日、祝日は除く ●木曜日は19時まで (受付は18時45分まで)	
	小倉北	2月16日(火)~3月15日(月)		
	小倉南	2月24日(水)~3月15日(月)		
	若松	2月24日(水)~3月15日(月)		
	八幡東	2月16日(火)~3月15日(月)		
	八幡西	2月26日(金)~3月15日(月)		
	戸畑	2月16日(火)~3月15日(月)		
出張受付	門司区	門司体育館	2月16日(火)・17日(水)	2月16日:10~16時 2月17日:10~14時
		松ヶ江南市民センター	2月19日(金)	10~14時
	小倉南区	北九州農業協同組合東谷支店	2月12日(金)	9~12時
		区役所両谷出張所	2月15日(月)・16日(火)	2月15日:9~16時 2月16日:9~12時
		区役所曾根出張所	2月17日(水)~19日(金)	9~16時 (2月19日:9~12時)
	若松区	区役所島郷出張所	2月16日(火)~19日(金)	9~16時
	八幡西区	池田市民センター	2月22日(月)・24日(水)	9~16時
		折尾東市民センター	2月16日(火)・17日(水)	
		大原市民センター	2月19日(金)	

市県民税の申告

今年の市県民税の申告については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、**できるだけ郵送でお願いします。**

窓口で申告される場合の申告会場と受付日程は左表のとおりです。

市県民税申告が必要な人

令和3年1月1日現在、市内に住所があり、令和2年中に所得があった人。

〔申告対象者の主な例〕

●事業所得や不動産所得がある人。

●令和2年中に退職した人で、再就職していない人。

●給与所得者で、令和2年中に給与以外の所得があり、それが20万円以下で「所得税」の確定申告が不要な人。

●令和2年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、同年中に公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、それが20万円以下で「所得税」の確定申告が不要な人。

●雑損控除、医療費控除および寄附金税額控除などを受けようとする人。

申告に必要なもの(※1)

●申告書と印鑑。

●マイナンバーおよび本人確認書類(写しでも可)。

●所得を証明できる書類や帳簿等(源泉徴収票や給与支払証明書など)。

●生命保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書、寄附金受領証明書、医療費明細書、国民健康保険・介護保険・国民年金等の領収書か控除証明書など。

●障害者控除対象者認定書、療育手帳など(写しでも可)。

郵送での申告

●申告書に必要な事項を記入し、押印のうえ、申告に必要な各種収入や控除の証明書など(※1)を同封して、住所地の区役所にある市税事務所市県民税課か税務課へ郵送してください。

●なお、前年度の申告をされた人には、2月15日ごろまでに市県民税の申告書を郵送しています。

●また、申告が必要な人で、申告書が届かない場合は、市税事務所市県民税課か税務課へ問を。

申告が必要でない人

●令和2年分の「所得税」の確定申告をした人。

●令和2年分の所得が給与所得だけで、勤務先から北九州市役所に給与支払報告書が提出されている人(不明の場合は勤務先へ問を)。



●混雑緩和のため、申告書の郵送提出をお願いいたします。その際、市ホームページの申告書作成ツールを利用すると便利です。

●各区役所会場では、市県民税申告受付期間の前後も受け付けています。

●番号札や整理券の配布による入場制限を予定しています。一日の最大受付予定数を超えた場合、翌日以降の来場をお願いするなど、受け付けできない可能性があります。

●来場する場合は、最少人数でお願いします。

●検温を実施します。来場する場合、マスクを着用し、発熱があるときは、来場を控えるようお願いします。

●申告会場における新型コロナウイルス感染防止対策について

【この特集に関するお問い合わせ】財政局課税第一課 ☎582・2033